

業務委託契約書(案)

委託の表示

京都大学医学部附属病院 患者給食業務の委託

契約単価

| 食 種 | | 単位 | 契約単価(税抜) | 年間予定食数 |
|-------------|-----|-------|----------|-----------|
| 朝 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 184,800 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 90,200 食 |
| | 産後食 | 1食当たり | 円 | 2,100 食 |
| 昼 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 183,800 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 87,000 食 |
| | 産後食 | 1食当たり | 円 | 2,100 食 |
| 夕 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 188,000 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 90,200 食 |
| | 産後食 | 1食当たり | 円 | 1,700 食 |
| 特別室食 朝 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| 特別室食 昼 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| 特別室食 夕 食 | 一般食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| | 特別食 | 1食当たり | 円 | 15 食 |
| デイケア患者給食 | | 1食当たり | 円 | 1,900 食 |
| 産科祝い膳 | | 1食当たり | 円 | 310 食 |

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により定められた消費税率において算出される消費税額を支払うものとする。

委託者 国立大学法人京都大学 学長 山 極 壽 一 (以下「甲」という) と 受託者
(以下「乙」という) との間において、上記の患者給食業務 (以下「給食業務」という) について、上記の単価で次の条項により、業務委託契約を締結するものとする。

第1条 乙は、給食業務が患者に対する治療行為の一環であることを認識のうえ、別紙仕様書及び乙が公募時に提出した実施計画書並びにその他の書類に基づいて給食業務を誠実に履行するものとし、甲はその対価として代金を支払うものとする。

第2条 給食業務の実施場所は、京都大学医学部附属病院とする。

第3条 乙は、京都大学医学部附属病院食じ管理委員会等各種会議に定期的に参加し、給食内容等について甲と協議するものとする。

第4条 乙は、甲の病院における乙の責任者として、受託責任者を配置するものとする。

第5条 この契約において、給食業務に必要な施設は、甲において提供するものとする。

第6条 契約期間は、契約締結後から2024年3月31日までとする。

第7条 給食業務の履行期間は、2019年4月1日～2024年3月31日とする。

第8条 代金の請求書は、京都大学医学部附属病院に送付するものとする。

第9条 毎月の業務完了済通知書は、京都大学医学部附属病院に送付すべきものとする。

第10条 代金は毎月払いとし、甲が乙の適法な請求書を受理した日の翌月25日までに支払うものとする。

2 契約単価に記載の予定食数は最低保証食数とし、年間の提供食数に対する代金額が予定食数の代金額 (これを「最低保証額」或いは「契約金額総額」という) に満たなかった場合は、甲は乙に対して最低保証額の差額分を毎年3月請求分に追加して支払うものとする。

第11条 この契約期間中において、食材料費や物価等の高騰その他の事由により、契約単価の変更を必要とするときは、甲乙協議のうえ、変更することができるものとする。

第12条 契約保証金は、5年間の契約金額総額の10分の1以上を納付するものとする。但し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

第13条 食材の仕入れ及び保管・管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について十分に留意するものとする。

第14条 乙は、甲の定める給食作業時間、配膳時間、下膳時間を遵守し、適時・適温給食に努めるものとする。

第15条 乙は、別紙仕様書に基づき、検食用及び保存用の食事を用意するものとする。

第16条 乙は、乙の従業員が関係法令その他、甲の定める模範に違反することのないよう十分に留意するものとする。

第17条 乙は、甲が必要とする場合は、給食業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

第18条 乙は、別紙仕様書に基づき、給食業務に必要な従業員を確保しなければならない。なお、乙は止むなく従業員を変更しようとするときは、給食業務の質の低下を招かないよう配慮するものとする。

第19条 乙は、給食業務による事故防止のための衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めるものとする。

第20条 乙は、使用を許可された給食施設及び貸与された給食設備に修理等の必要が生じたときは、甲へ申し出るものとする。

第21条 乙は、給食業務実施の際、甲の建物及び器物等を損傷しないよう、善良な管理者の注意を払わなければならない。

2 乙は、前項の注意義務を怠り建物及び器物等を損傷したときは、賠償の責を負うものとし、その損害賠償額は、損害の度合により甲の定める額とする。但し、天変地異その他不可抗力による場合はこの限りでない。

第22条 乙は、患者給食業務を実施するために従事させる従事者に対して、諸法令で規定された使用者または雇用主としての作業上及び身分上の義務を負うものであり、これを遵守しなければならない。

第23条 乙は、給食業務に従事させる従事者の教育指導に万全を期し、勤務態度、服装（受注者所定の作業服に社名及び氏名を記入した名札の着用等）、風紀及び衛生等について十分管理するものとする。

第24条 乙は、給食業務の実施にあたって甲及び給食サービス提供者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲がその賠償の責を負うものとする。

第25条 乙は、双方合意の上、給食業務の一部を以下のとおり再委託するものとする。なお、乙は甲との関係において、再委託先の業務履行について一切の責任を負うものとする。また、再委託先は再委託された給食業務に関しては、乙同様の責任を負うものとする。

| 再委託先(商号または名称及び住所) | 再委託業務 |
|-------------------|-------|
| | |
| | |

2 契約期間中に再委託先を追加または変更する場合は、乙が甲に対し、再委託先の追加または変更の理由並びに新しい再委託先の商号または名称及び住所並びに再委託を行う給食業務の範囲について記載した書面を提出し、甲が許可した場合に限り、追加または変更することができるものとする。

3 再委託先がこの仕様の全部または一部を履行しないなど不正・不当な行為があったとき、或いは契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき等、乙が甲からの書面による改善要求を受けた場合には、再委託先を変更しなければならない。

第26条 乙は、契約期間中及び契約期間終了後において、給食業務の実施にあたり知り得た機密情報や個人情報（以下、「個人情報等」という。）の事項を第三者に漏らし、または他の目的で加工、利用、複製または複製してはならない。

2 乙は、個人情報等を取り扱う給食業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。但し、予め甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、個人情報等の漏洩、滅失及び毀損等の事案が発生したことを認識し、または発生したおそれがあると判断したときには、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその事案の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告するものとする。このとき、甲乙は、被害拡大または再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前項の措置については、甲乙間において協議して定めるものとする。
 - 5 乙は、契約期間終了後、または甲の求めがあるときはいつでも、個人情報等（その複製物を含む。）の全部または一部を廃棄、記録媒体からの消去、または甲に返還しなければならない。
 - 6 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、給食業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報等の取扱いを適正に行い、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び国立大学法人京都大学が定めた個人情報に関する諸規定に従うものとする。
- 第27条 乙は当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めるものとする。また、乙は、常に災害、事故防止に留意し、特に必要があると認められるときは、臨機の措置をとるようにしなければならない。
- 2 乙は、前項の措置をしようとするときは、あらかじめ甲に対し意見を求めなければならない。但し、事態が緊急でそのいとまがないときはその限りではない。
 - 3 乙は、第1項の措置をとったときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
 - 4 甲は、災害防止その他給食業務の実施上必要があると認めるときは、乙に対し所要の措置をとるべきことを要求することができるものとする。
 - 5 乙は前項の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。
 - 6 第1項及び前項の措置のために要した経費は、乙が負担するものとする。但し、当該経費を乙が負担することが著しく不相当であると認められるときは、甲乙間において協議し、甲においてその全部または一部を負担するものとする。
- 第28条 乙は、この契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡し、又は患者給食業務の代行及び第25条の再委託先を除き、貸与された施設、設備の転貸をしてはならないものとする。
- 第29条 乙が給食業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ代行保証人（以下「丙」という）を定め、乙の申し出に伴い甲が代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して給食業務を履行するものとし、この場合も丙は乙に変わって各契約条項を遵守するとともに乙の義務も免責されるものではないものとする。
- 第30条 甲は、乙に契約の不履行が発生し、書面による改善要求を行った場合には、当該不履行部分に係る代金額を当該月の請負代金から減額することができるものとし、当該不履行部分に係る代金額は、甲の定める額とする。
- 第31条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、契約を解除するものとする。
- (1) 書面による改善要求を3回にわたって行ってもなお改善されないとき。
 - (2) 乙が正当な理由なく、この仕様の全部または一部を履行しないとき。
 - (3) この契約の履行について、乙または従業員等に不正・不当な行為があったとき。
 - (4) 乙の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
(ISO9001品質マネジメントシステムによるモニタリング評価を行い、「問題あり」という評価結果がであった場合など)
 - (5) 再委託先が前各号に該当する事由を発生させた場合においては、乙が甲からの書面による改善要求を受けても、再委託者の変更を行わないとき。
 - (6) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。
 - 3 乙は、第1項により本契約が解除された場合は、甲に対し、残りの履行期間の予定食数の代金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、天変地異その他不可抗力の場合は、この限りでない。
 - 4 前項の定めは、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、甲が超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 5 乙が第3項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払われない額に甲の指定する期間を経過した日から年5パーセントを乗じて計算した額を付した額と、甲の支払うべき代金とを相殺することができるものとする。
- 第32条 甲の責に帰すべき事由のある場合を除き、乙の都合により契約は解除できないものとする。
- 第33条 乙は、この契約書に定めるもののほか、給食業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。
- 第34条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人京都大学が定めた役務請負契約基準によるものとする。
- 第35条 この契約について甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
- 第36条 この契約に関する訴えの管轄は、京都大学所在地を管轄区域とする京都地方裁判所とする。

第37条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

年 月 日

発注者(甲)
京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学 長 山 極 壽 一

受託者(乙)

代行保証人(丙)